

八尾市水道局建設工事監督要領

(目的)

第1条 この要領は、八尾市水道局が発注する工事（以下「工事」という。）の適正かつ効率的な履行を確保するため、八尾市水道局契約規程（昭和47年八尾市水道局管理規程第3号。以下「契約規程」という。）第40条の規定に基づく工事の監督に関し必要な事項を定め、統一的な監督業務の実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主管課長 八尾市水道局事務分掌規程（昭和55年八尾市水道局管理規程第7号）第3条第1項に規定する課長をいう。
- (2) 検査職員 八尾市水道局契約規程（昭和47年八尾市水道局管理規程第3号。以下「契約規程」という。）第39条第2項の検査職員をいう。
- (3) 工事主管課長 工事を執行する課の課長をいう。
- (4) 主任監督職員 監督職員を総括し、工事主管課長が任命した者。（ただし、工事主管課長は主任監督職員が行う評定の補助員を指名することができる。）
- (5) 監督職員 契約規程第39条第2項の規定の監督職員をいう。
- (6) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事で、請負契約を締結して施工するものをいう。
- (7) 受注者 水道局が施工する工事に関する契約の相手方をいう。
- (8) 請負金額 消費税及び地方消費税を加えた額とし、当初の請負の金額とする。
- (9) 設計金額 消費税及び地方消費税を加えた額とする。

(主任監督職員の業務及び権限)

第3条 主任監督職員は、監督職員を総括し、監督職員の業務を指揮監督する。

- 2 主任監督職員は、監督職員の業務について指導・助言を行うとともに、必要がある場合は監督職員の業務を行うことができる。

(監督職員の服務)

第4条 監督職員は、契約書、契約約款、設計図書等（設計書、図面、仕様書その他関係書類をいう。以下同じ。）の内容を熟知するとともに、工事現場の状況を的確に把握し、工程の管理、立会い、検査、指示、承諾、協議等を行い、適切に工事が履行されるよう努めなければならない。

- 2 監督職員は、次の各号に掲げる書類を整備しておかなければならない。

- (1) 工事請負契約書
- (2) 設計図書等
- (3) 工事内訳明細書（水道事業管理者が不要と認めた工事を除く。）
- (4) 工事記録に関する書類等
- (5) 工事の指示・承諾・協議に関する書類等
- (6) 材料検査に関する書類等
- (7) 支給材料及び貸与品に関する書類
- (8) 工事施工における検査に関する書類
- (9) その他必要な書類

- 3 監督職員は、必要に応じて関係機関と調整を図らなければならない。

- 4 監督職員は、八尾市水道局建設工事施工要綱（平成21年4月1日制定）第5条に基づき、施工体制の把握をしなければならない。

(工事施工前の指示)

第5条 監督職員は、工事の着手に先立って、受注者に対し工事施工場所の地質その他の状況、工法等について詳細な説明を行うとともに、受注者から施工計画書を提出させ、その内容を審査し、適切な指示を与えて工事の効率的な進捗を図るよう努めなければならない。

(工事の記録等)

第6条 監督職員は、受注者の工事施工について、立会い、指示その他当該工事の施工に関する必要事項を記録しなければならない。

(材料等の検査)

第7条 監督職員は、受注者から工事用材料に係る検査の請求があったとき、又は検査の実施が必要と認めるときは、直ちに設計図書等に基づき最適な検査方法により工事に使用する材料の品質、形状、寸法、数量等について厳正に検査をしなければならない。

- 2 監督職員は、検査の結果不合格となった材料については、受注者に指示し遅延なく工事現場外に搬出させるとともに、均衡を得た同等の品質を有する材料と交換させなければならない。
- 3 監督職員は、受注者から工事用材料の調合に係る立会い及び見本検査を求められたときは、速やかに設計図書等に基づき適当と認める方法により検査をしなければならない。

(支給材料又は貸与品)

第8条 監督職員は、受注者に対して水道局の材料を支給するとき又は機械器具を使用させる(以下「貸与品」という。)ときは、受注者から関係書類を提出させたとえ引き渡さなければならない。

- 2 監督職員は、前項の規定により支給材料又は貸与品を引き渡すときは、受注者立会いのもとに品名、規格、数量、その他必要な事項を確認して受注者に引き渡さなければならない。

(工事の確認)

第9条 監督職員は、工事が設計図書等に合致するよう常に現場の状況を把握し、受注者、現場代理人又は使用人(以下「受注者等」という。)に適切な指示を与えるとともに、工事の適切な施工の確保に努めなければならない。

- 2 監督職員は、常に工事の進捗状況に留意し、工事が契約期限内に完成するよう受注者に指示を与えるとともに、定期的に工事主管課長に報告しなければならない。

(詳細図等の作成等)

第10条 監督職員は、必要に応じ、設計図書に基づき工事の施工のための詳細図等を作成し、受注者等に指示しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が設計図書等に基づき工事施工のために作成した詳細図等を審査し、適当と認めるときは、承諾しなければならない。

(設計図書等の疑義等)

第11条 監督職員は、工事の施工にあたり次の各号のいずれかに該当するときは、工事主管課長に報告し、指示を受けなければならない。ただし、軽微な内容については、受注者に必要な事項を指示し、その旨を速やかに工事主管課長に報告するものとする。

- (1) 設計図書等と工事現場の状況が一致しないとき。
- (2) 設計図書等に誤り又は脱漏のあるとき。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書等に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するとき。
- (4) 設計図書等で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が発生したとき。
- (5) その他設計図書等に疑義が生じたとき。

(工事施工の立会い)

第12条 監督職員は、次に掲げる場合においては、必要に応じて当該工事に立会わなければならない。

- (1) 水中又は地中に埋設する工事その他外面より明視できない工事
- (2) 特殊技術を必要とする工事及び重要構造物等手直しができない工事
- (3) 設計図書等で指定した工事並びに工事主管課長が特に指定した工事及び試験

2 監督職員は、前項の工事等についてやむを得ない理由により立ち会うことができないときは、当該工事の施工を適切に行ったことを証する工事写真等によりその成果を確認しなければならない。

3 監督職員は、受注者が前2項に規定する立会いその他の方法による確認を受けないで当該部分の工事を施工したときは、必要に応じて破壊等の方法により当該施工の適否を確認しなければならない。

(工事写真)

第13条 監督職員は、必要に応じて現場写真を撮影するほか、次に掲げる場合には、受注者に現場写真を撮影させ、必要に応じて提出させなければならない。

- (1) 工事の着手前及び完成後
- (2) 水中又は地中に埋設する工事その他外面より明視することができない部分を施工する場合
- (3) 特殊技術を要する工事を施工する場合
- (4) 災害その他の理由により工事に異常の事態が生じた場合
- (5) 第三者に損害を与え、又はその恐れのある場合
- (6) 前項のほか特に必要があると認められる場合

(改善命令)

第14条 監督職員は、工事の施工が設計図書等に適合しないと認められるときは、受注者に対して、厳重に注意するとともに、直ちに当該箇所の改善を書面により命じなければならない。

(現場代理人の交代)

第15条 監督職員は、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者について、工事の施工管理につき著しく不適当と認め、その交代を求めるときは、工事主管課長に報告し、指示を受けなければならない。

(工事の下請負)

第16条 監督職員は、工事の下請負者が工事の施工又は監理上不適当と認められるときは、工事主管課長に報告し、指示を受けなければならない。

(工事の変更等)

第17条 監督職員は、工事の内容の変更、工事の一時中止又は工事の打ち切りの必要があると認めるときは、直ちに工事主管課長に報告し、指示を受けなければならない。ただし、軽微な変更で明らかに判定がつくものについては、自らその措置を講じ、事後において工事主管課長に報告するものとする。

(工期の延長)

第18条 監督職員は、受注者から工期延期願の提出があったときは、直ちに意見を付して工事主管課長に報告し、指示を受けなければならない。

(契約の不履行)

第19条 監督職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに工事主管課長に報告し、指示を受けなければならない。

- (1) 受注者が契約を履行せず、又は履行する見込みのないとき。
- (2) 受注者等が監督職員の指示に従わないとき。
- (3) 受注者等が不正行為をし、又はその恐れのあるとき。

(臨機の措置)

第 20 条 監督職員は、災害の防止その他工事の施工上緊急やむを得ず受注者に臨機の措置をとらせる必要のあるときは、工事主管課長の指示を受けなければならない。ただし、急を要するときは、自ら適切な指示を行い、その措置の内容について遅延なく工事主管課長に報告しなければならない。

2 監督職員は、受注者が緊急やむを得ず監督職員の指示なくして臨機の措置をとった場合は、直ちにこれを確認して工事主管課長に報告しなければならない。

(工事目的物損害)

第 21 条 監督職員は、工事目的物の引渡前に工事目的物又は工所用材料について損害を生じたときその他工事の施工に関して損害を生じたとき又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、遅延なく受注者に報告させるとともに、その事実を調査し、意見を付して工事主管課長に報告しなければならない。

(天災その他の不可抗力による損害及び第三者被害の防止)

第 22 条 監督職員は、天災その他不可抗力によって工事の出来高部分、工事仮設物、建設機械又は工事現場に搬入した工事材料に損害を生じた旨の通知を受けたときは、その状況を詳細に調査するとともに、その結果を工事主管課長に報告し、指示を受けなければならない。

2 監督職員は、工事に関連して第三者に被害を及ぼすことのないよう充分留意するとともに、設計図書に定めるところ以外でもその恐れがある場合は、受注者と協議のうえ事業損失防止に係る騒音振動調査、地盤変形調査、地下水変動調査及び家屋調査等を事前に行うものとし、その協議内容を工事主管課長に報告し、指示を受けなければならない。

3 前項において、第三者に被害を及ぼした場合、速やかに書面により受注者に報告させるとともに、その事実を調査し、意見付して工事主管課長に報告しなければならない。

(解体材等の処置)

第 23 条 監督職員は、工事施行に伴う解体材又は発生材が生じた場合（ただし、設計図書等で指示している場合は除く。）は、受注者からその内容を明らかにした調書を提出させるとともに、その内容を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等関係法令に違反していないか調査し、その処理について工事主管課長の指示を受けなければならない。

(工事目的物及び出来高部分の完成確認)

第 24 条 主任監督職員及び監督職員は、受注者から完了届又は工事出来高検査願の提出があったときは、速やかに設計図書等に基づき工事目的物又は出来高部分の構造、寸法、数量等を確認しなければならない。この場合において、工事未完成部分または補修すべき部分を発見したときは、受注者に対してこれらを是正するよう指示しなければならない。

2 主任監督職員及び監督職員は、前項の規定による出来高部分の確認を完了したときは、その結果に基づき関係書類を作成しなければならない。

(検査)

第 25 条 主任監督職員及び監督職員は、前条の確認を完了し、受注者から工事の完成の届出があったときは、別に定める八尾市水道局建設工事成績評定要領（平成 21 年 4 月 1 日制定）に基づき工事成績評定書（監様式-1）を作成し、工事主管課長に提出しなければならない。

2 工事主管課長は、八尾市水道局建設工事検査要綱第 7 条に規定する区分に応じ、検査を水道技術管理者に依頼するものとする。

(検査の立会い等)

第 26 条 主任監督職員及び監督職員は、検査職員が検査を行う場合は、自ら立会うとともに、受注者も

立会わせなければならない。

- 2 監督職員は、前項の検査の結果、補修又は手直し工事を必要とする場合は、直ちに受注者に対して工事是正指示書（参考様式-1）により必要な指示及び監督を行うとともに、当該手直し工事が完成したときは、受注者から工事是正報告書（参考様式-2）を提出させなければならない。ただし、軽微な手直し等については、写真等その他の方法をもって再検査にかえることができる。

（工事の完成報告）

第 27 条 監督職員は、工事の完成検査が終了したときは、当該工事施行に関する必要書類を工事主管課長に提出しなければならない。

（監督職員の心得）

第 28 条 監督職員は、監督を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）工事に係る関係法令などを熟知するよう努めること。
- （2）工事現場において受注者その他の利害関係者に対し、常に厳正な態度で臨むこと。
- （3）工事に関連するその他の機関及び地元との調整に留意し、工事の施工に支障を及ぼさないよう配慮すること。

（補則）

第 29 条 この要領に定めるもののほか、監督に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1. この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
3. この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
4. この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
5. この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(監様式-1)

工事主管課				施設整備課					水道技術 管理者
担当	係長	課長補佐	課長	担当	係長	課長補佐	参事	課長	

工事成績評定書

工事主管課 ()

工 事 名															
業 種	・土木[水道] ・土木 ・建築 ・電気 ・管 ・造園 ・その他										現 場 代 理 人				
受 注 者											主 任 技 術 者				
											監 理 技 術 者				
設 計 金 額	円					請 負 金 額					円				
契 約 工 期	令 和 年 月 日					～ 令 和 年 月 日					遅延日数 日		業 者 責 任		
工 事 完 成 年 月 日	令 和 年 月 日		主 管 課 確 認 日			令 和 年 月 日							日		
完 成 検 査 年 月 日	令 和 年 月 日		手 直 し 完 了 日			令 和 年 月 日							市 責 任		
手 直 し 完 了 日	令 和 年 月 日		再 検 査 年 月 日			令 和 年 月 日							日		
評 定 者	(監督職員)					(検査職員)									
職 氏 名	(主任監督職員)					(検査職員)									
評 定 項 目	評 定 区 分														
	工事主管課(監督員)										施設整備課				
	監督職員					主任監督職員					検査職員				
	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般														
	1	0.5	0	-5	-10										
II 配置技術者															
	3	1.5	0	-5	-10										
2 施工状況	I 施工管理										5	2.5	0	-7.5	-15
	II 工程管理										2	1	0	-7.5	-15
	III 安全対策										3	1.5	0	-7.5	-15
	IV 対外関係														
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形										10	5	0	-10	-20
	II 品質										15	7.5	0	-12.5	-25
	III 出来ばえ										5	2.5	0	-5	
4 工事特性	I 施工条件等への対応										0				
5 創意工夫	I 創意工夫										0				
6 社会性等	I 地域への貢献等										10	5	0		
7 加減点計	点					点					点				
8 評定点計	点 (65+加減点)×0.4					点 (65+加減点)×0.2					点 (65+加減点)×0.4				
9 法令遵守等	-														
10 評定点合計	点 [8.評定点計(点)-9.法令遵守(点)]														
(所見)															

(監様式-1添付資料)

細目別評定点採点表

工事名						
評定項目	細別	①監督職員	②主任監督職員	③検査職員	細目別評定点	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9点			2.9点	3.3点
	II. 配置技術者	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9点			2.9点	4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9点		$(0.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 6.5点	9.4点	13.0点
	II. 工程管理	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9点	$(0.0) \times 0.2 + 3.2 =$ 3.2点		6.1点	8.1点
	III. 安全対策	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9点	$(0.0) \times 0.2 + 3.3 =$ 3.3点		6.2点	8.8点
	IV. 対外関係	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9点			2.9点	3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$(0.0) \times 0.4 + 2.8 =$ 2.8点		$(0.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 6.5点	9.3点	14.9点
	II. 品質	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9点		$(0.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 6.5点	9.4点	17.4点
	III. 出来ばえ			$(0.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 6.5点	6.5点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$(0.0) \times 0.2 + 3.3 =$ 3.3点		3.3点	7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9点			2.9点	5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(0.0) \times 0.2 + 3.2 =$ 3.2点		3.2点	5.2点
7. 評定点計					65.0点	100.0点
8. 法令遵守等			$(0.0) \times 1.0 =$ 0.0点			
					評定点合計	65点 / 100点

※ (①+②+③) = 細目別評定点

※ 各評定点は小数点第1位まで記入し、評定点合計は四捨五入により整数とする。

工事是正指示書

○ ○ ○ ○ 様

(工事主管) 課長

○ ○ ○ ○ 印

下記工事に関して早急に是正し、期限までに報告して下さい。

工 事 名			
工 事 場 所	八尾市		
主任監督職員	印	監督職員	印
是正報告期限	令和 年 月 日		
指 示 内 容			

工事是正報告書

(工事主管) ○ ○ 課長
○ ○ ○ ○ 様

○ ○ ○ ○ 印

工事指示書の指示内容について、是正しましたので下記のとおり報告します。

工 事 名			
工 事 場 所	八尾市		
現場代理人	印	主任技術者 (監理技術者)	印
是正報告期限	令和 年 月 日		
是 正 内 容			